

あわら市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成29年3月30日

あわら市監査委員 近藤 茂

あわら市監査委員 笹原 幸信

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象  
総務部（総務課、政策課、監理課）  
財政部（財政課、税務課、収納推進課）  
市民福祉部（福祉課、健康長寿課、子育て支援課、市民課、生活環境課）  
経済産業部（農林水産課、観光商工課）  
土木部（建設課、新幹線推進課、上下水道課）  
教育委員会（教育総務課、文化学習課、スポーツ課、国体推進課）  
会計課  
議会事務局  
監査委員事務局
- 3 監査の範囲  
平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 監査の期間  
平成28年10月3日から平成29年2月28日まで

## 5 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、次の監査資料の提出を求め、事務局職員が調査するとともに、監査委員が関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

### (1) 監査資料

- ① 職員、臨時職員の状況及び事務分担表
- ② 主要事業及び懸案事項調
- ③ 委託料調
- ④ 工事請負費調
- ⑤ 備品購入費調
- ⑥ 補助金調
- ⑦ 指定管理者調
- ⑧ 歳入及び歳出執行状況

### (2) 監査委員による監査期日

平成28年10月	3日	総務部
	10月28日	財政部
	11月15日	市民福祉部
	12月19日	経済産業部
平成29年	1月30日	土木部
	2月17日	教育委員会
	2月28日	会計課、議会事務局、監査委員事務局

## 6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、改善、検討が望まれる。

### (1) 公共施設等総合管理計画について

今後、市の人口は減り続け厳しい財政状況が予想されるなか、公共施設等の大規模改修や更新を一斉に迎え、市の財政運営はますます大きな負担が懸念される。その様な状況下で、現在、長期的な視点で公共施設の更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うために、指針となる公共施設等総合管理計画を策定中である。効果的かつ効率的な計画を策定さ

れ、財政負担の軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現されたい。

(2) 個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収を実施していない従業員 3 人以上の事業所に対して、特別徴収制度の周知に努めているところではあるが、更なる特別徴収制度の理解と移行促進に努めていただきたい。

(3) 厳正な現金管理について

市税・使用料等の出納事務及びその現金管理については、厳正な確認体制を保持し、重要性を再認識するとともに事故防止に努められたい。

また、市民課芦原分室から本庁への収納現金の移送については、管理体制の強化に努め改善を検討されたい。なお、各窓口の釣銭用現金については定期的に確認を行い、今後も厳正に管理されたい。

(4) 各種補助金について

所管課においては、交付団体の活動状況を把握し事業内容が適切か十分精査されたい。また、事業終了後には補助要綱に基づき実績報告書を提出するなど適正な事務処理に努められるよう指導を徹底されたい。

(5) 観光まちづくりについて

北陸新幹線金沢開業から二年が経過し、観光客やあわら温泉の宿泊客は減少傾向にあるものの平成 30 年の福井国体や平成 35 年の北陸新幹線の敦賀開業など注目が集まる。中長期的な目線で、地域のブランド化を推し進め観光地としての知名度と魅力の向上に努められたい。

(6) 農地の集積と耕作放棄地の解消について

担い手への農地利用集積は進んでいるものの将来にわたって農地の適切な農業利用を図るためには更なる加速化が必要である。農地中間管理機構を活用した利用権の設定面積を増やし、担い手への農地集積を促進し坂井北部丘陵地の耕作放棄地を解消するよう努められたい。